

## 銚子市地域公共交通協議会規約

### (設置)

第1条 銚子市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定により、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における住民の生活に必要な輸送手段の確保・維持・改善その他公共交通の利便の増進及び課題解決を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的に設置する。

### (事務所)

第2条 協議会の事務所は、千葉県銚子市若宮町1番地の1に置く。

### (協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
  - (3) 計画の実施状況に係る調査、分析及び評価に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。
- 2 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

### (組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者
- (2) 鉄道事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者で組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 地域住民の代表者又は輸送サービスの利用者
- (6) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (7) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) 千葉県銚子警察署長又はその指名する者
- (10) 市長（市長に事故があるとき、又は市長が欠けたときは、市長の職務代理者。以下同じ。）
- (11) 市職員のうち、市長が指名する者
- (12) 学識経験を有する者
- (13) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営上必要と認められる者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の各号に掲げる役員を置き、その定数は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長は市長をもって充て、他の役員は委員の互選によりこれを選任する。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期を超えることはできない。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の会計監査を行い、その状況を会長に報告する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、副会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、自ら会議に出席できない場合は、あらかじめ届け出た代理の者を出席させることができる。この場合において、代理者をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(書面による決議)

第7条 会長は、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、書面による決議を行うことができる。

- (1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない場合
- (2) 会長が書面による審議をもって足りると認める場合
- (3) 事前に協議会において書面による決議の了承を得ている場合
- (4) その他、社会情勢等に鑑み、対面での開催が困難であると認められる場合

2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の協議会において、その内容を報告しなければならない。

(分科会)

第8条 協議会の協議を円滑に行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、銚子市企画課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用の弁償)

第11条 会議及び分科会に出席した者は、報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし、第4条第1項第6号から第11号までに掲げる者のうち、国又は地方公共団体の常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しないものとする。

2 前項の報酬の額は、次の各号に掲げる区分の応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 学識経験を有する者 日額10,000円

(2) 前号に掲げるもの者以外の者 日額5,000円

3 第1項の費用の弁償の額は、銚子市職員旅費支給条例（昭和35年銚子市条例第6号）に規定する一般職の職員の例による。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会及び分科会の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年4月20日から施行する。